

役員（取締役・監査役）、執行役員の報酬の考え方について

1. 役員（取締役・監査役）、執行役員の報酬についての考え方と手続き

- 1) 取締役、執行役員の報酬は、月額報酬と賞与により構成し、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系とします。
- 2) 報酬の考え方（制度設計）については、指名・報酬委員会（委員の半数以上が当社が別途定める「独立性基準」を充足する社外役員であり、かつ社外取締役が委員長を務める取締役会の諮問機関）で審議を行うことで、客観性と妥当性、透明性を高めます。
- 3) 取締役の賞与総額および個別の支給額については、取締役会において承認を得ることとします。
- 4) 社外取締役、監査役（社内および社外）の報酬はそれぞれ定額とし、賞与の支給はありません。

2. 月額報酬の算定方法

- 1) 社内取締役の取締役としての月額報酬は一律とします。ただし、代表権者には別途加算します。
- 2) 執行役員としての月額報酬は、当社の経営環境等を考慮した適切な水準で、役位（社長、専務、常務、上席）に応じて設定します。

3. 賞与の算定方法

- 1) 賞与は取締役、執行役員の役位に応じ、連結営業利益、担当部門の利益や中計テーマなどの達成度を指標として金額を算定します。
- 2) 2021～2024年度中期経営計画の各対象年度においては、当社グループの持続的成長を実現する体質づくりのため、年間報酬総額の基準額に占める賞与のウェイトを社長執行役員たる取締役は35%、その他の取締役は30%に設定します。また、各人ごとに設定する考課指標の項目・配分は、中期経営計画の主旨に沿ったものとします。
- 3) 中期経営計画最終年度の賞与金額は、各人ごとにあらかじめ定めた最終年度の考課指標（経済性・社会性・従業員）の達成状況に応じて最大30%増減できるものとします。

以上